

副校長・教頭
の仕事部屋中央教育審議会「次期教育振興
基本計画」について（答申）「ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・
フォローアップ」という新しい風

（国立教育政策研究所初等中等教育研究部長、（併）教育政策・評価研究部長、（命）教育データサイエンスセンター副センター長）



藤原 文雄

今年度も、このコーナーでは副校長・教頭先生方に関連がある教育政策の動向について解説します。今回のテーマは、中央教育審議会「次期教育振興基本計画」について（答申）です。

中央教育審議会は、文部科学省組織令の規定に基づき、文部科学大臣の諮問機関として文部科学省に設置されている審議会です。教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項、生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項等を審議します。委員は三十人以内、任期は二年（再任可）と定められています。この委員のほかに臨時委員及び専門委員が置かれることもあります。

令和三年三月に発足した第十一期中央教育審議会は、令和五年三月八日に令和五年度から五年間の教育政策の指針となる「第四期教育振興基本計画」について審議した「次期教育振興基本計画」について（答申）を取りまとめました。教育振興基本計画は、教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、政府として策定する計画であり、おおむね五年間を計画期間として策定されるものです。

このほか、第十一期中央教育審議会は、令和四年九月に「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について、「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成（「答申」）を、また、令和三年十二月には、「第三次学校安全の推進に関する計画の策定について（答申）」をとりま

とめました。

さらに、令和五年三月十日には、第十二期中央教育審議会の委員として以下の二十九名が任命されました。民間企業やマスコミ関係者も任命されていますが、教育関係者が多くを占めています。発達心理学や保育学を専門とする秋田喜代美さんや教育行政学を専門とする貞廣斎子さん、教育方法学を専門とする奈須正裕さん、教育工学を専門とする堀田龍也さんなど学校を大切に思う著名な研究者も多数参画しています。

秋田 喜代美 学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授
安孫子 尋美 株式会社ニトリホールディングス取締役、
人材教育部ゼネラルマネージャー

荒瀬 克己 独立行政法人教職員支援機構理事

石崎 規生 東京都立桜修館中等教育学校統括校長、
全国高等学校長協会会長

今村 久美 認定特定非営利活動法人カタリバ代表理事

内田 由紀子 京都大学人と社会の未来研究院教授

大字 弘一郎 世田谷区立下北沢小学校統括校長、全国連
合小学校長会会長

金田 淳 公益社団法人日本PTA全国協議会会長

清原 慶子 杏林大学客員教授、ルーテル学院大学客員

熊平 美香 教授、前東京都三鷹市長

一般財団法人クマヒラセセキュリティ財団代
表理事

後藤 景子 奈良工業高等専門学校校長、一般社団法人

全国高等専門学校連合会会長

真廣 斎子 千葉大学教育学部教授

清水 信一 学校法人武蔵野東学園常務理事

戸ヶ崎 勤 埼玉県戸田市教育委員会教育長

永田 恭介 筑波大学長

奈須 正裕 上智大学総合人間科学部教授

萩原 なつ子 独立行政法人国立女性教育会館理事

橋本 雅博 住友生命保険相互会社取締役会長

濱 佳葉子 東京都教育委員会教育長、全国都道府県教
育委員会連合会会長

日比谷 潤子 学校法人聖心女子学院常務理事

平井 邦明 台東区立忍岡中学校校長、全日本中学校長
会会長

古沢 由紀子 読売新聞東京本社編集委員

堀田 龍也 東北大学大学院情報科学研究科教授、
東京学芸大学大学院教育学研究科教授

湊 長博 京都大学総長

村岡 嗣政 山口県知事

村田 治 関西学院大学長、学校法人関西学院副理事長

吉岡 知哉 独立行政法人日本学生支援機構理事

吉田 晋 学校法人富士見丘学園理事長、富士見丘中
学高等学校校長、日本私立中学高等学校連
合会会長

渡辺 弘司 日本学校保健会副会長、日本医師会常任理事

第十二期中央教育審議会は、令和五年三月十五日に初総
会を開き、新しい会長に独立行政法人「教職員支援機構」
の理事長を務める荒瀬克己さんを選出しました。また、副
会長には筑波大学長を務める永田恭介さんと住友生命保険
相互会社取締役会長を務める橋本雅博さんが就任しまし
た。荒瀬克己さんは、京都市立伏見工業高校、堀川高校の
国語科教諭、京都市教育委員会指導主事を経て、「堀川の奇
跡」と呼ばれた高校改革を成功させた傑出したリーダーと
して知られています。初総会で、荒瀬克己さんは「十年、
二十年先の未来を見据え、教育現場の声にしっかりと耳を
傾け、当事者に寄り添い、丁寧に考える姿勢を大切にして

いきたいと思います。教育政策を通して教育へのリスクが確かなものになるよう、委員の皆様と誠実に審議していきたいと思えます。」と抱負を述べられました。

中央教育審議会「次期教育振興基本計画について（答申）」

中央教育審議会「次期教育振興基本計画について（答申）」に織り込まれた内容は、閣議決定を経て施策として進められていくことになります。また、地方公共団体は国の教育振興基本計画を参考にしつつ、その地域の実情に応じ、教育施策に関する基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、地方でも議論が進められていく予定です。

中央教育審議会「次期教育振興基本計画について（答申）」は七ページにも及ぶ長文です。以下では細かい点は割愛して副校長・教頭先生に関連のある部分を中心に簡単に要約しておきます。目次は次のとおりです。

- I. 我が国の教育をめぐる現状・課題・展望
- II. 今後の教育政策に関する基本的な方針
- III. 今後の教育政策の遂行に当たつての評価・投資等の在り方
- IV. 今後五年間の教育政策の目標と基本施策

実は各種の答申には論述の型があります。「現状診断」―「方針」―「施策」という型です。「I」が「現状診断」、「II」が「方針」、「III」「IV」が「施策」に相当します。現状や未来が〇〇であることを踏まえ、〇〇という状態を目指したい、そこで〇〇に取り組みたいという流れです。現状を診断し、ビジョンを描き、解決策を提案することが政策形成ですのでそうした型になるのです。

中央教育審議会「次期教育振興基本計画について（答申）」は、新型コロナウイルス感染症の拡大、ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化、VUCAの時代、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化・地球規模課題、DXの進展、AI、ロボット、グリーン（脱炭素、

共生社会・社会的包摂、精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）、一八歳成年・ことも基本法等などに注目して我が国の教育をめぐる現状・課題・展望を議論しています。その上で、同答申は、二〇四〇年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとも言うべき総合的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を提唱しました。

「持続可能な社会の創り手の育成」については、既に現行の学習指導要領において「これからの学校には、（中略）一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」と記述されているところ。 「担い手」ではなく、「創り手」としての資質・能力を育むことを今後とも目指していくことが必要です。

ウェルビーイングは、「ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。」と定義されています。この言葉は近年の教育政策において多用される概念ですが、今回の答申ではウェルビーイングの捉え方が国によって異なることを踏まえて、「調和と協調」に基づく日本社会に根差したウェルビーイングの向上を目指すことを強調しています。

また、「ウェルビーイングと学力は対立的に捉えるのではなく、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要である」こと、さらに、「子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校が教師のウェルビーイングを高める場となることが重要である。子供の成長実感や保護者や地域との信頼関係があり、職場の心理的安全性が保たれ、労働環境などが良い状態であることが求められる。加え

て、職員や支援人材など学校の全ての構成員のウェルビーイングの確保も重要である。」と述べられています。答申では、こうした基本的な方針の下、次の五つの基本的な方針の策定が提言されています。

- ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ②誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

これらの中で特に注目したいのは、⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話です。平成三十年にとりまとめられた「第三期教育振興基本計画について（答申）」には「対話」という言葉はありませんでした。今回の答申では「計画策定に向けては、教育関係団体や関係省庁から意見を聴くとともに、教育の当事者である子供からの意見を聴くことも必要である。本計画の策定に当たっては、関係団体等からのヒアリングやバブリックコメントの実施に加え、生徒・学生からのヒアリング、内閣府「ユース政策モニター」の子供・若者との意見交換・アンケートなどを実施し、寄せられた意見等を踏まえて検討を行った。また、データなどのエビデンスも踏まえた対話を通じて計画の策定・広報・フォローアップを行うことで、教育現場、地方公共団体（教育委員会及び首長部局）、子供・学生・保護者・学習者、大学等の高等教育機関など、各ステークホルダーと政府が一体となって教育を振興していく共通意識を持つことが重要である。」と「各ステークホルダーとの対話を通じて計画策定・フォローアップ」の意義が強調されました。ここに新しい教育政策の風を感じてなりません。全国公立学校教頭会の皆さんも、荒瀬克己さんをはじめ中央教育審議会委員の皆さんや文部科学省職員との対話を進めてみてはどうでしょうか。